



松江市 古志原公民館

昭和56年創設

公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること

社会教育 社会教育法 第20条

社会教育の定義

学校教育法（略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）

社会教育

社会教育法 第2条



教育とは 教育は人づくり

ある人間を望ましい姿に変化させるために、心身両面にわたって、意図的、計画的に働きかけること

- 教える者と教わる者の関係
- 教える側には教わる者を良くしようという「意図」や「目的」がある
- 学校教育は次の世代の人たちを
- 社会教育は今の時代の人たちを

(地域の担い手の育成)

＜全国視聴覚教育連盟会長 馬場裕次郎氏＞



社会教育の意義

- 人々の社会教育活動を振興する
- 人々の生活課題を解決する
- 地域の課題を解決し、地域の教育力を高める
- 個人及び地域の自立を助ける

<全国視聴覚教育連盟会長 馬場裕次郎氏>



教育と学習

どう違うのか？

学習とは

特定の経験によって行動の仕方に永続的な変化が生ずる過程

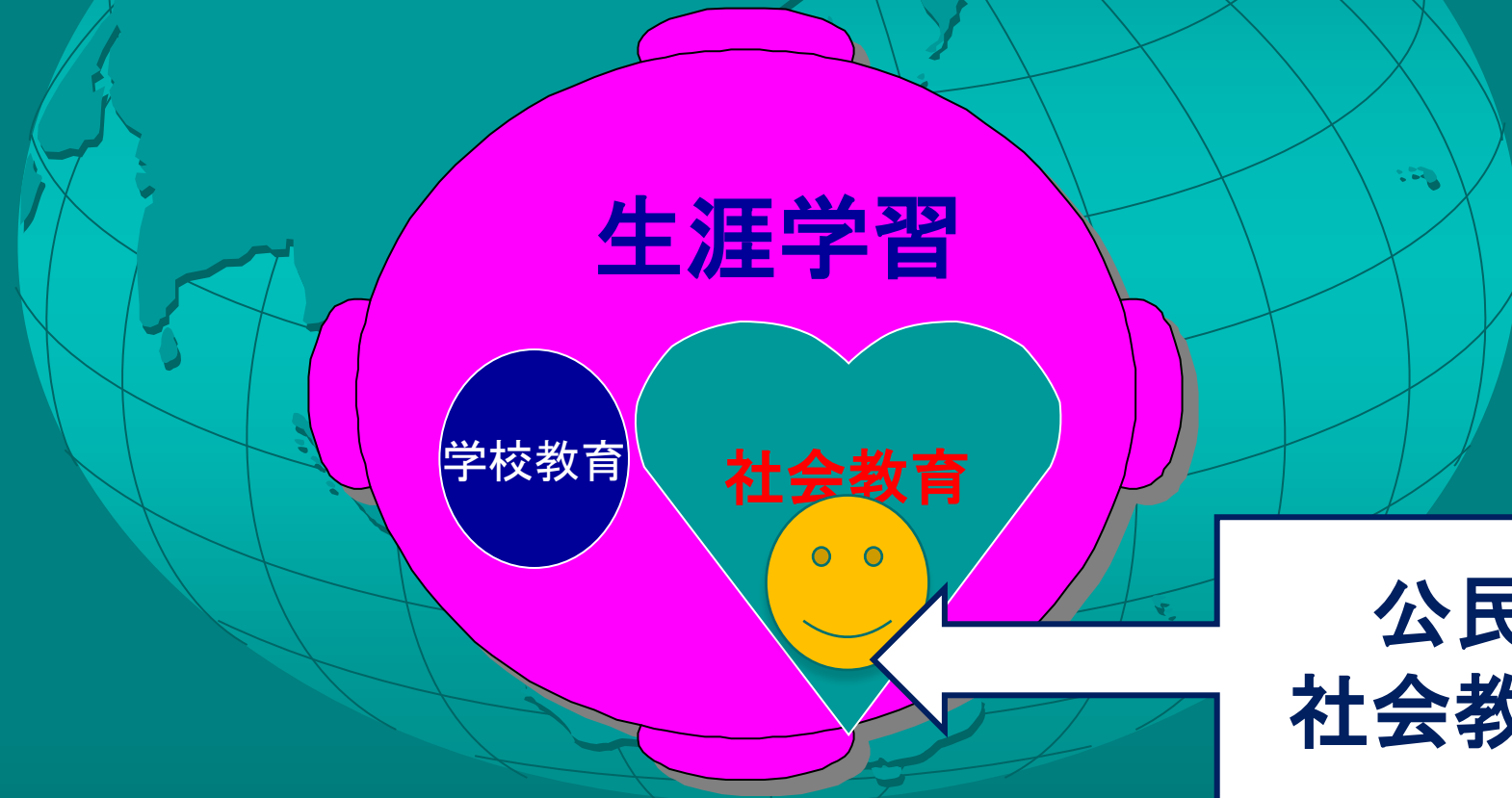
- 分かる（できるように）
なっていくこと
- 各個人が行う
- 教育の中でも学習は行われる

<全国視聴覚教育連盟会長 馬場裕次郎氏>



生涯学習は全体

社会教育や学校教育は生涯学習の一部



公民館は
社会教育の要

松江市の公民館の運営形態の変容

* 公設公営方式(松江市による直営)

昭和27年(1952)川津・竹矢

* 公設自主運営(松江方式)

昭和47年(1972)

* 指定管理者制度への移行

平成18年(2006)



松江市の公民館運営の特徴

- * 旧松江は小学校区毎に、旧町村は、旧町村毎に1つずつ設置
(令和3年度から 29の指定管理公民館)
- * 各地区の公民館運営協議会による自主運営
- * 地域の特性に応じ、住民に密着した運営
- * 住民が直接運営に参加(専門部による企画と運営)
- * 住民が運営費の一部を負担
- * 有効的な各種団体との連携と調整ができる

公民館の管理・運営

公民館運営協議会

- * 構成・・・自治会 地区内各種団体代表 学校長
PTA 学識経験者等(20～30名) **古志原公民館36名**
- * 委員選考・・・公民館長が委員長(館長も委員)
関係機関、団体長で構成する選考委員会
- * 役員・・・会長 副会長 監事
- * 任期・・・2年(再任は妨げない)

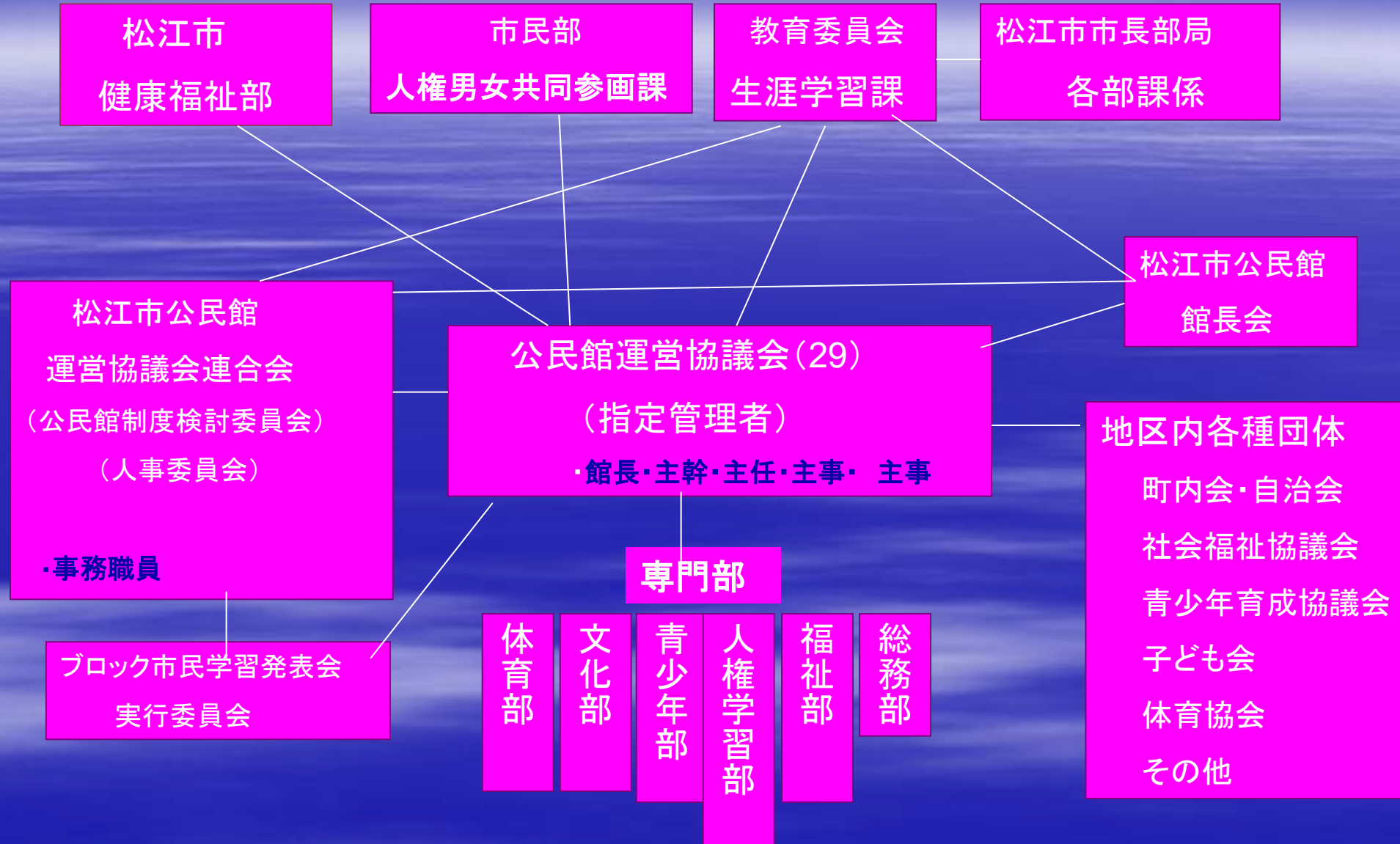


松江市公民館運営協議会連合会

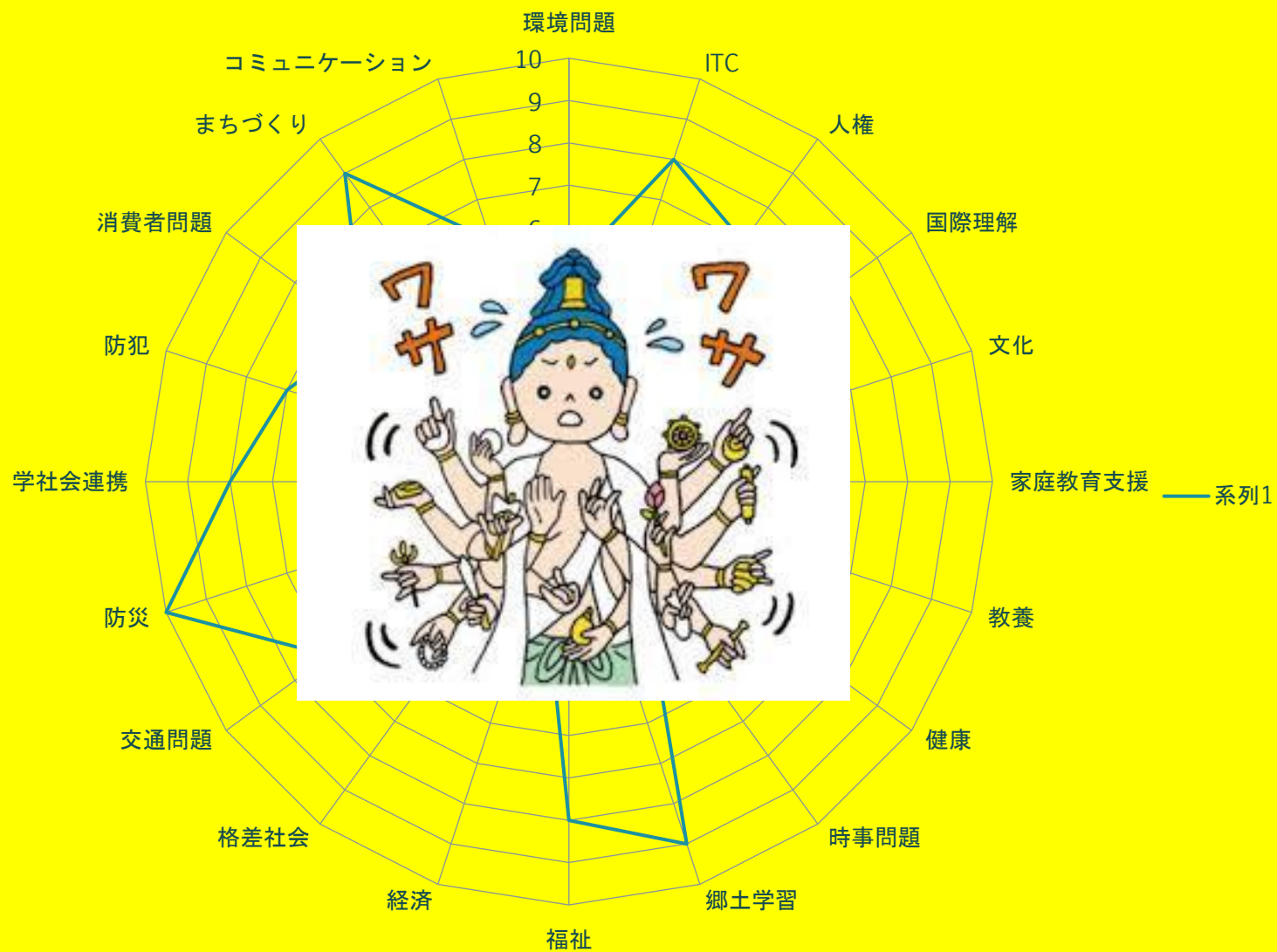
- 各公民館運営協議会会長をもって組織する
- 公民館制度の検討・構築
- 人事委員会・人事異動
- 職員研修の企画立案運営
- 職員の福利厚生代行
- 職員給与に関する事務代行 等々



運営組織ネットワークイメージ



公民館は総合的社会教育施設





松江市の公民館の無類な特徴

公民館と地区社会福祉協議会



地域福祉

社会福祉

私たちの周りには
2つの福祉がある

元名古屋大学教育学部学部長
松田武雄教授

2つの福祉とは

Community work

Social work

Social welfare

地域福祉（コミュニティワーク）

• 考え方

人々が安心して暮らせるよう地域住民や公私の社会福祉関係者が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む

• 運営主体

住民・ボランティア・行政・関係諸機関・社会福祉関係者

• ボランティア活動

「個人の自発的な意志」から始まるボランティア活動は地域社会をより良くしていくことに役立つとともに活動するその人自身も豊かにする

• 事業

〈ふれあいサロン〉〈なごやかよりあい〉〈見守り〉〈友愛訪問〉〈会食サービス〉〈健康づくり〉〈介護予防〉〈閉じこもり予防〉〈講演会〉〈子育て支援〉〈あったかスクラム〉〈敬老会〉〈慰霊祭〉〈篤志寄付金〉

社会福祉（ソーシャルワーク・ソーシャルウエルフェア）

社会福祉法第2条を根拠とする福祉事業

第1種社会福祉事業

〈生活保護法系〉〈児童福祉法系〉〈老人福祉法系〉
〈身体障害者福祉法系〉〈知的障害者福祉法系〉〈売春防止法系〉
〈授産施設経営及び生活困難者への資金融通事業〉
〈共同基金（同法第113条によって定義される特別な社会福祉事業）〉

第2種社会福祉事業（中略）

〈生活困難者に対する相談事業〉〈児童・老人・身体障害者・知的障害者デイサービス〉
〈母子及び父子並びに寡婦福祉法〉〈児童・老人・身体障害者・知的障害者居宅介護〉
〈無料低額宿泊所〉〈無料低額診療事業〉〈精神障害者社会復帰施設経営・居宅生活支援〉

運営主体

国・地方公共団体・社会福祉法人や日本赤十字社などの国や地方公共団体が準ずると認めた団体

社会福祉施設

第1種社会福祉事業を行う施設

（第2種社会福祉事業に属する事業を行う施設は法外の一般通例として呼称）



社会福祉（ソーシャルワーク・ソーシャルウエルフェア）

社会福祉法第2条を根拠とする福祉事業

第1種社会福祉事業

- ＜生活保護法系＞＜児童福祉法系＞＜老人福祉法系＞＜身体障害者福祉法系＞
- ＜知的障害者福祉法系＞＜売春防止法系＞＜授産施設経営及び生活困難者への資金融通事業＞
- ＜共同募金（同法第113条によって定義される特別な社会福祉事業＞

第2種社会福祉事業（中略）

- ＜生活困難者に対する相談事業＞＜児童・老人・身体障害者・知的障害者デイサービス＞
- ＜母子及び父子並びに寡婦福祉法＞＜児童・老人・身体障害者・知的障害者居宅介護＞
- ＜無料低額宿泊所＞＜無料低額診療事業＞＜精神障害者社会復帰施設経営・居宅生活支援＞

運営主体

国・地方公共団体・社会福祉法人や日本赤十字社などの国や地方公共団体が準ずると認めた団体

社会福祉施設

第1種社会福祉事業を行う施設（第2種社会福祉事業に属する事業を行う施設は法外の一般通例）



公民館的
福祉活動

福祉的
公民館的活動

公民館職員 職員体制

- 館長・・・教育委員会任命 松江市非常勤特別職
- 主任1名
- 主事2名
- 嘱託職員1名
- 松江市公民館運営協議会連合会、採用試験
- 各地区公民館運営協議会が採用



財 源 = 指定管理料 + 地元費 (公民館費等)

* 人件費、施設設備費、特定管理費は全額市費負担

* 一般管理費は約7割が市費、**3割が地元費**

* 共通事業費

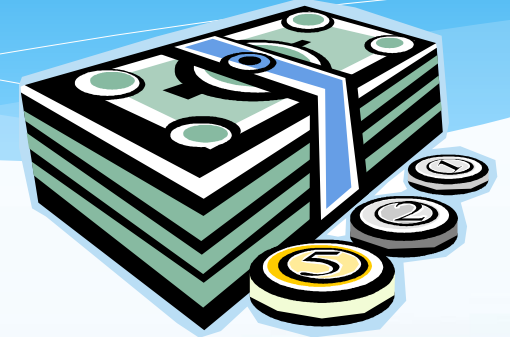
○均等割 R8年度1館当たり 1,562,000円

○世帯割 全域の世帯数に対する各館区の世帯数比率

○地元負担割調整割 自治会加入率と公民館費の額に応じた比率
(公民館費 350円~2,500円/年)

* 特定事業費・・・別途

* 令和8年度指定管理料予算額 731,688,111円(館長報酬を除く)



令和8年度 松江市公民館指定管理委託料

¥ 731,688,111



人件費

505,355,662



管理費

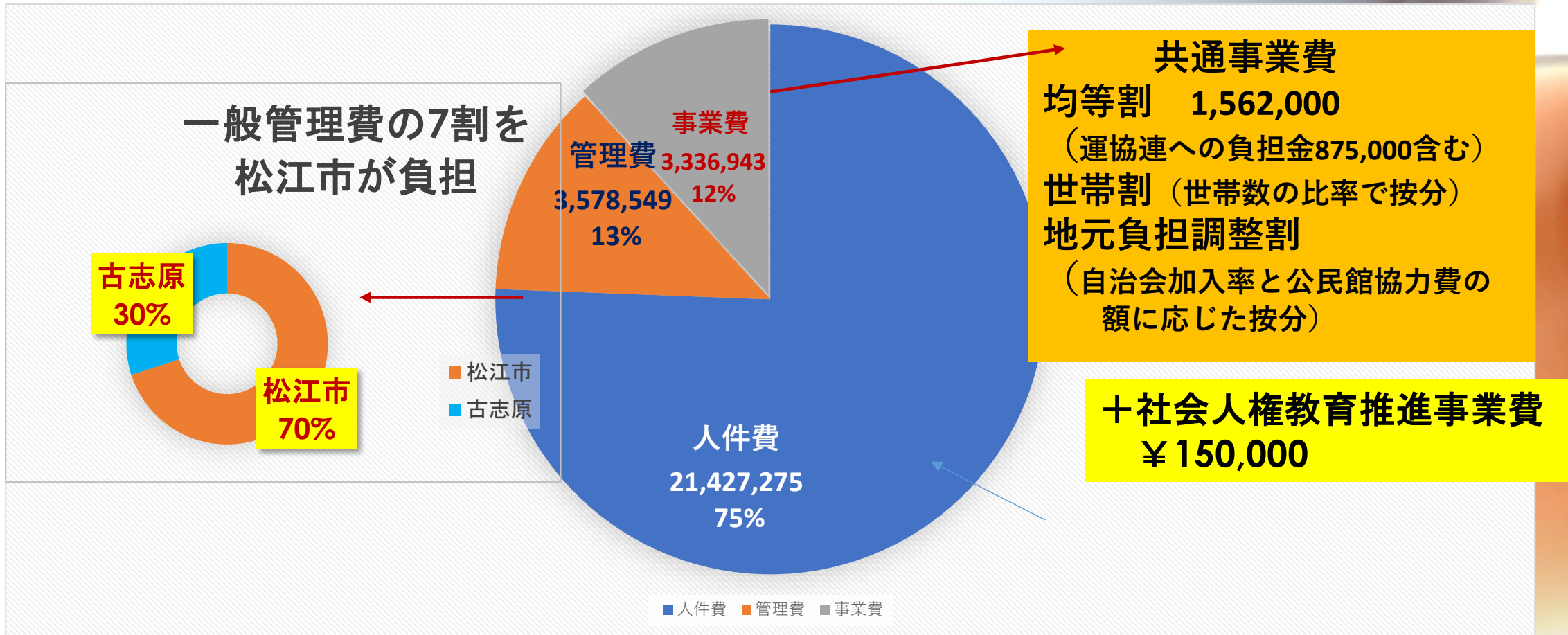
137,883,698



事業費

88,448,751

古志原公民館指定管理委託料 ¥ 28,342,767 (令和8年度)



古志原公民館 収入全体

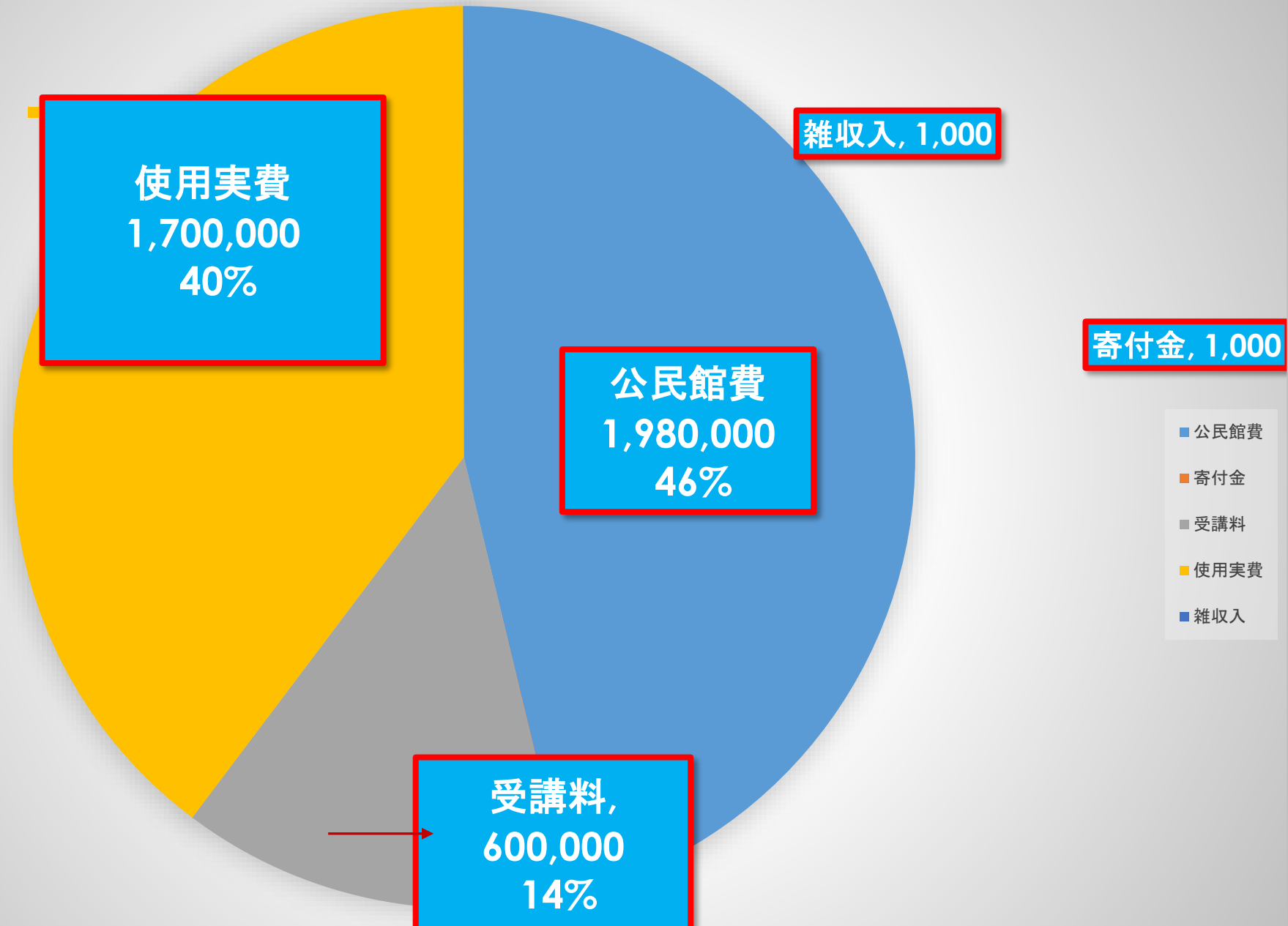
地元費
4,282,000
12%

繰越金
1,624,068
5%

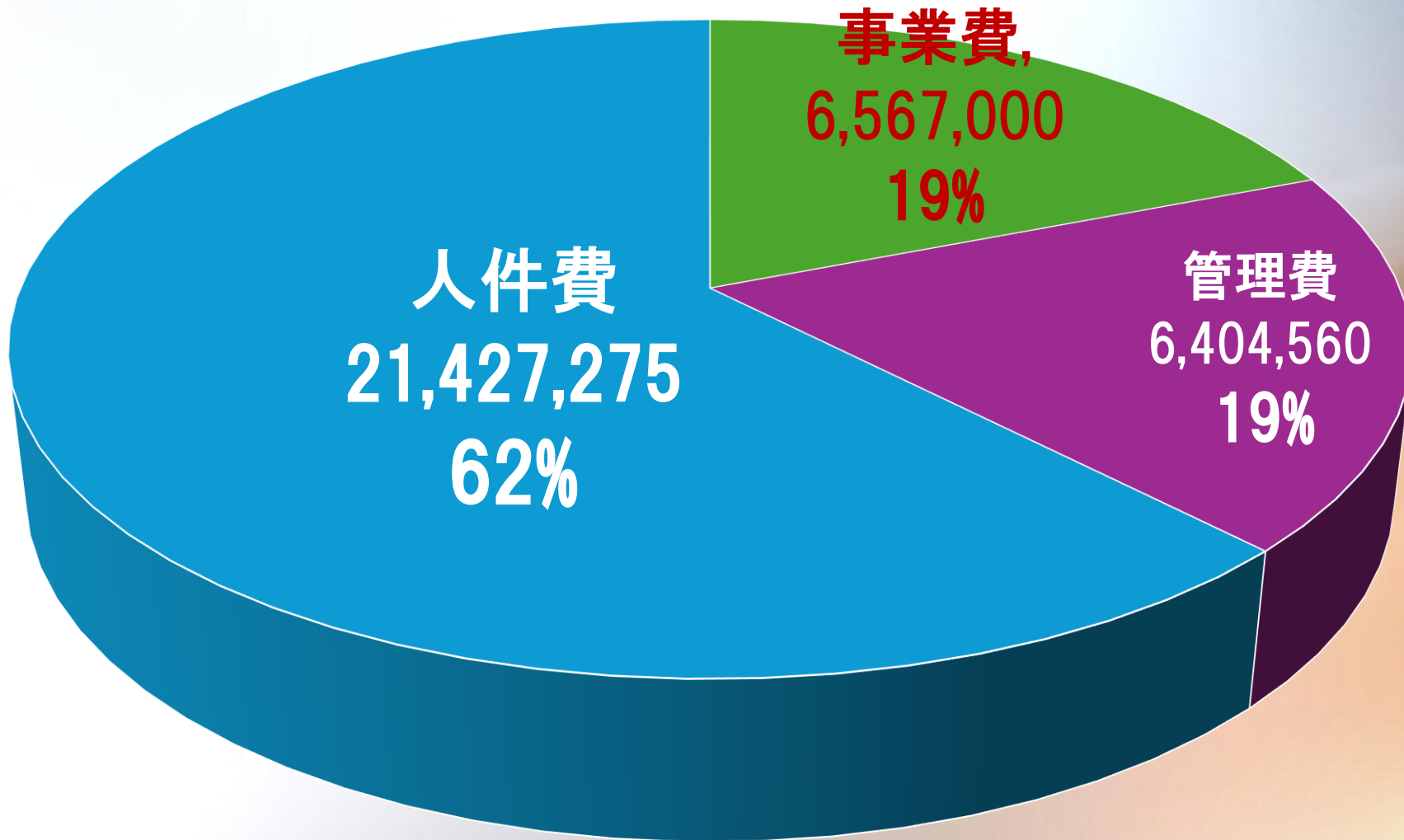
委託料
28,342,767
83%

収入総額 34,248,835 + 150,000

古志原公民館 地元費 収入



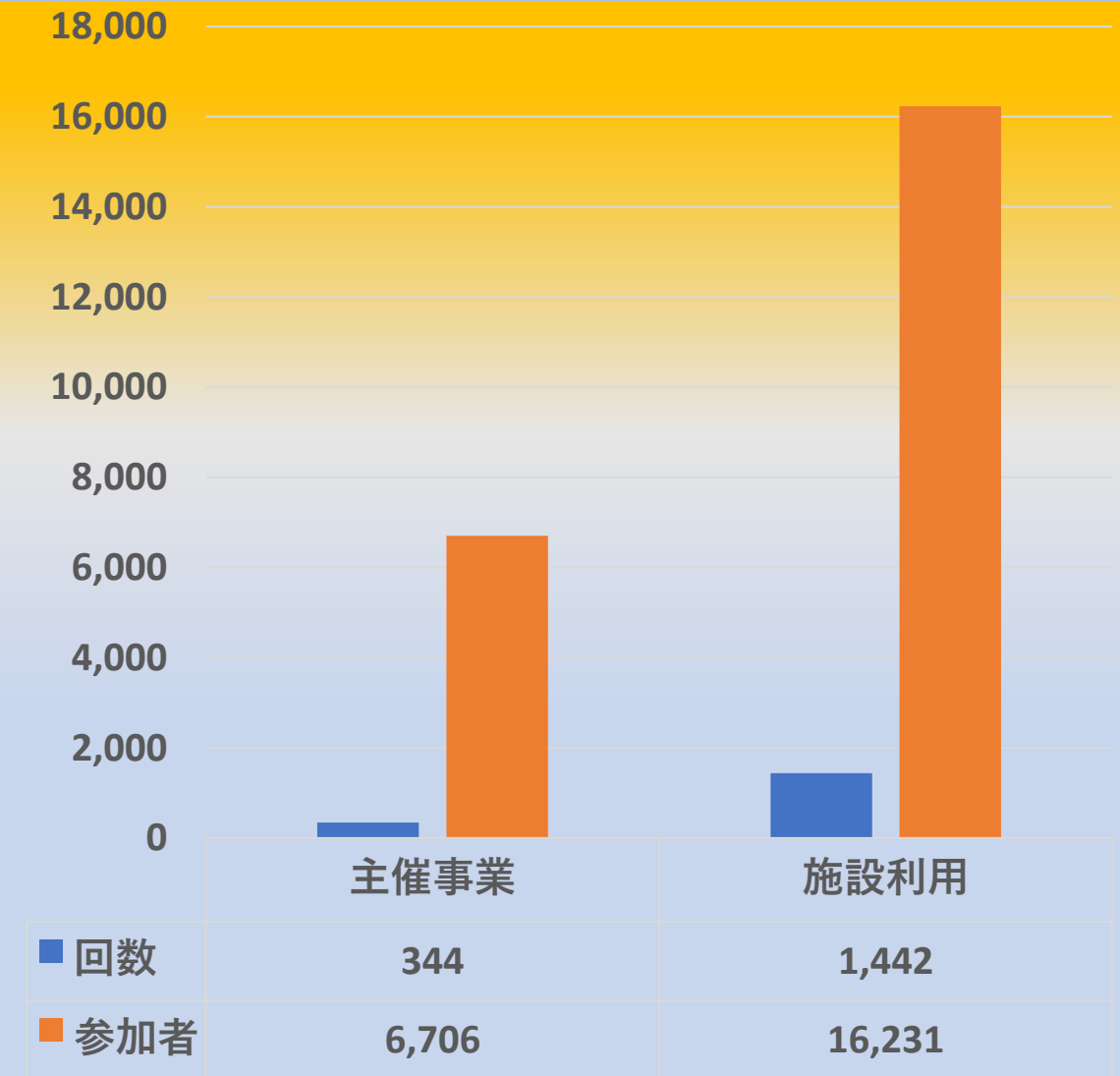
古志原公民館 支出 全体



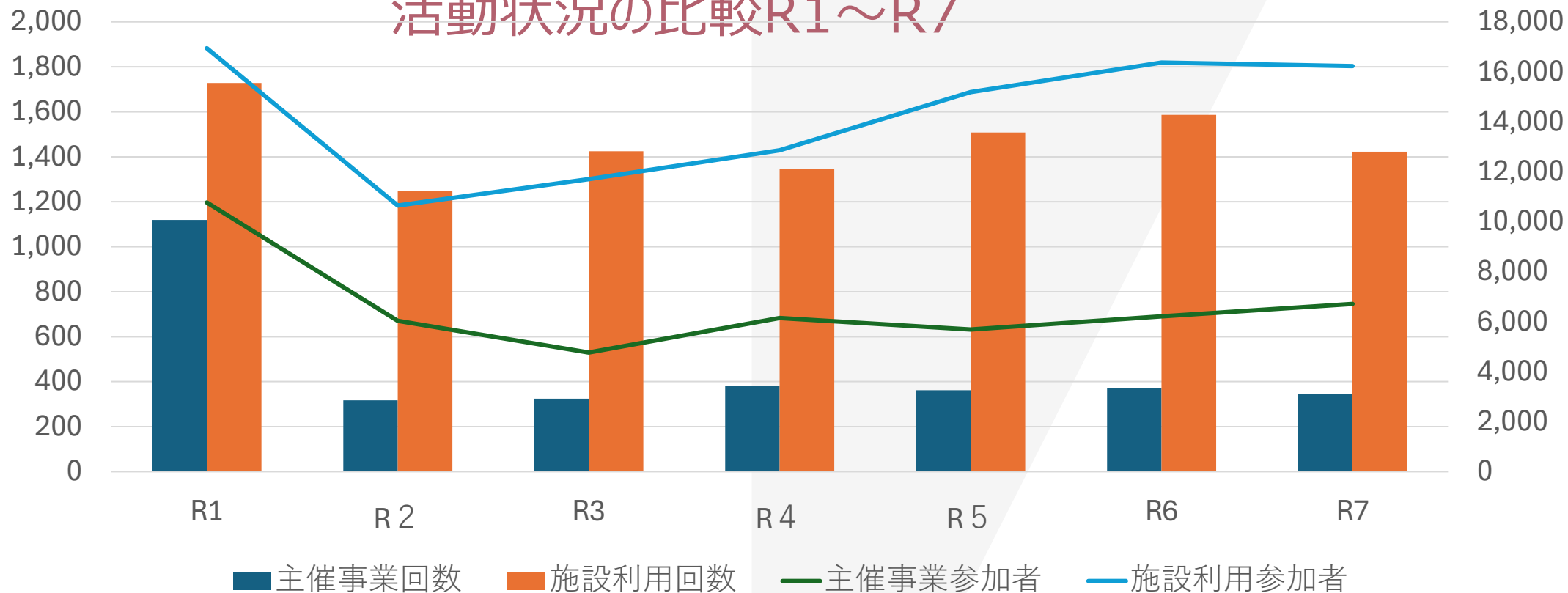
総支出 34,398,835 (人権教育委託料 150,000を含む)

使用種類	回数	参加者
主催事業	344	6,706
施設利用	1,442	16,231

令和7年度古志原公民館 活用状況



活動状況の比較R1～R7



年 度	R1	R 2	R3	R 4	R 5	R6	R7
主催事業回数	1,119	317	324	381	362	372	344
施設利用回数	1,728	1,249	1,425	1,347	1,508	1,586	1,422
主催事業参加者	10,770	6,039	4,766	6,144	5,690	6,217	6,706
施設利用参加者	16,943	10,648	11,706	12,855	15,185	16,368	16,231

古志原公民館経営方針

公民館の使命（ミッション）

将来構想（ビジョン）・・・どんな地域に

令和8年度の重点目標



公民館の使命 (ミッション)

○ 公民館の設置目的（社会教育法第20条）達成への邁進

●
●

○ 社会教育の振興と生涯学習社会の構築




○ 地域課題を把握して、学習という方法を用いて、

●
●

民主的に解決する

（寺中構想要約）

A group of four diverse students are gathered around a table in a library, looking at a laptop and papers. The background is filled with bookshelves. A semi-transparent blue diagonal bar is overlaid on the image.

将来構想（ビジョン）

中長期的な展望・**どんな地域に**

『集まって学んで結ばれるコミュニティの形成』

1, 思いやりのある地域づくり

一人がみんなのために、みんなが一人のために、

お互いの立場を重んじ、いたわり合い、助けあう地域づくりを目指す
私たちにできるSDGsの推進

2, 災害時に助け合える地域づくり

防災（減災）学習機会の提供・防災訓練の実施・ル マルシェ(le marché)の開催

3, 互いが学び合う地域づくり

偶然から生まれる産物を見逃さない



※ 公民館新館建設を目指した取組の継続



令和8年度の重点目標

『コミュニティの探求』

- 1, コミュニティ形成に繋がる目的の探求
- 2, 縛りから絆へそして繋がりへ
- 3, 偶然から生まれる産物をチャンスに繋ぐ

地域課題を 把握するために

課題とは問題の中から
解決しようと**意識**したもの



問題とは現状(実際の姿)と目的(あるべき姿)
との差異

あるべき姿

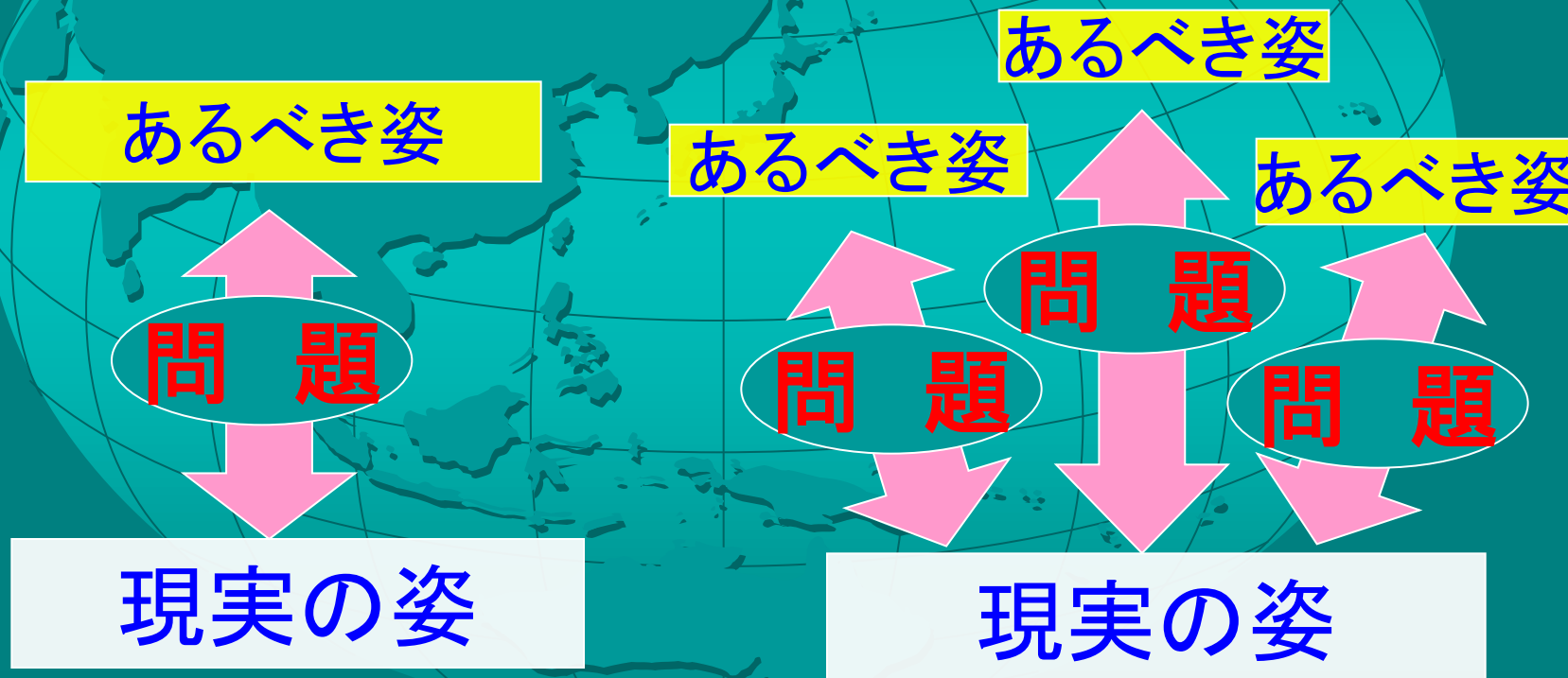
問題

現実の姿



あるべき姿は一つとは限らない

- あるべき姿が明確に定まってお
り共有できている (目的)
- あるべき姿が人・状況により異
なる (目標)





共通理解 実行

全員が共通した目標を目指すよう動機付ける

あるべき姿

共通の目標を見出し全員の目線を合わせる

意見A

提案

意見B

提言

議論のスタートラインに立つ

目的には目標を経てたどり着く SDGsの目的はいつまでもみんなが幸せになれる 良い世の中をつくる

目的 = 抽象的・広大

- * 誰一人取り残さない
- * 持続可能な社会を実現する
- * 幸せに暮らせる世の中をつくりたい
- * みんなの幸せ
- * 自己実現
- * 平和
- * 幸せは自分の心が決める(あいだみつお)

目標 = 具体的・詳細

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロ
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

👉
17 パートナリーシップで目標を達成しよう



要求課題と**必要課題**

どちらがやりやすい、どちらが大切

要求課題

- 住民や市民が積極的に学びたいと思っているニーズ

必要課題

- 自発的に学びたいとは思っていないけれど、避けて通る事のできない、社会的問題や地域で問題になっていること



必要課題とは潜在的な要求課題



地域を持続可能にするために

地域が組織であること

Trey
research

組織が成立するためには

個人

能力 志 思い 願い

集団

協力 共通理解
協働 連携
展開

組織

秩序

持続可能

持続可能な組織作りへの大切なプロセス

集団



秩序

組織

秩序



- 物事を行う場合の正しい順序・筋道
- その社会・集団などが望ましい状態を保つための順序やきまり
- 秩序があるから自由が生きる
- 自由があるから秩序が成り立つ





公民館の存在意義

秩序が存在するためには
学びが必要不可欠

マズローの欲求段階説

自己超越

コミュニティ
の発展、
隣人愛

道徳、
創造性、
自発性、
問題解決、
偏見の欠如、
事実の受諾

自己実現の欲求

自尊心、自信、達成、
他人からの尊敬

尊敬、評価、承認の欲求

友情、家族、愛情

社会的欲求

身の安全、雇用の安定、資源の安定、
道徳性の保証、家族の安全、健康維持、財産の維持

安全の欲求

呼吸、食事、水、性的欲求、睡眠、恒常性維持、排泄

生理的欲求

精神的欲求

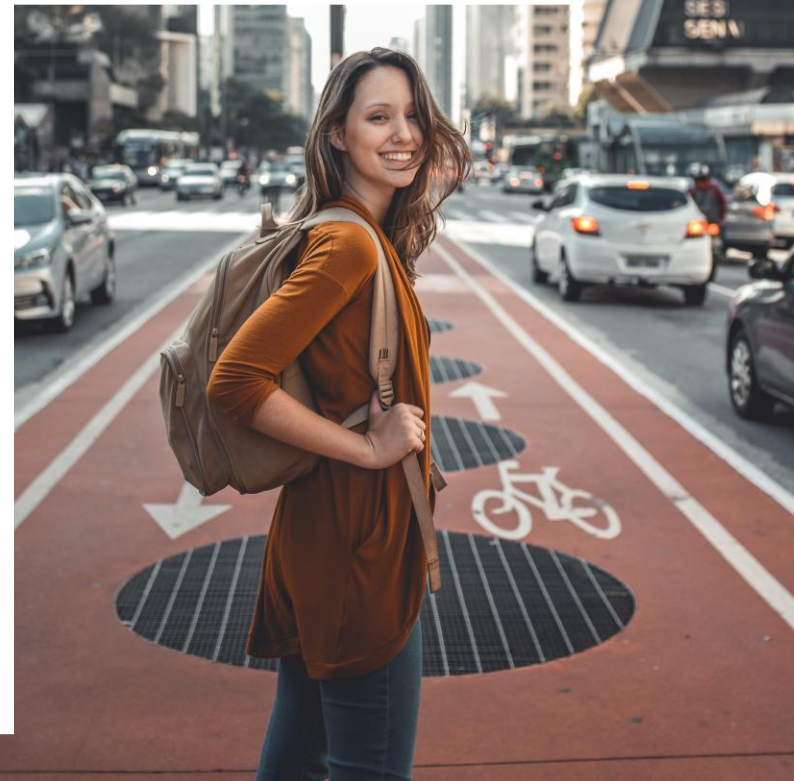
存在欲求

欠乏欲求

物質的欲求

地域活動を進めるための心得

- Listen (傾聴する)
- Explain (説明する)
- Assist (援助する)
- Discuss (話し合う)
- Evaluate (評価する)
- Respond (回答する)



参考文献等

インターネットコラム『問題解決のための論理的思考とは～課題との違いからプロセスまで～』

<https://www.recruit-ms.co.jp/aboutus/>

NECマネジメントパートナー『問題と課題の違い』

<https://www.necmd.id>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 HP『ふれあいネットワーク』

<https://www.shakyo.or.jp/bunya/houjin/index.html>

WikiBooks 社会福祉法第2条

<https://ja.wikibooks.org/>

マイペディア コトバンク「コミュニティー・ワーク」の意味

[Kotobank.JP](https://kotobank.jp)

リーダーの心得

[Leader-master.co](https://www.leader-master.co)

マズローの欲求階層説

<https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=lhgT8KTa&id=E4E98BDFAB2E9785A7900821B4D34CD4C0A7CD3E&thid=OIP.lhgT8KTayk9jvmVm8QMk>

※SDGs (Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標) とは「誰一人取り残さない」という理念のもと諸課題解決に取り組み 持続可能な地域社会を実現するための取組